



災害事例に学ぶ

湧水が腕部にかかり皮膚炎を発症

- 工事の種類：トンネル建設工事
- 職種：元請社員
- 起因物：その他の危険物、有害物
- 作業の概要：坑内切羽測量



発生状況

シールド坑内において切羽測量中、シールド機テールとセグメントのすき間からの湧水が腕部にかかり、両腕に皮膚炎を発症した。

(被災程度:休業4日未満)

原因と再発防止対策

	原因	再発防止対策
人的	薬液注入箇所から湧水が湧き出していたが、注入材の成分が皮膚に影響があることを知らず、保護具を着用しないまま測量を行った。	薬液注入箇所に立ち入る作業員には、両合羽・保護メガネ・ゴム手袋・保護マスク等、適切な保護具を着用させる。
設備的	_____	<ul style="list-style-type: none"> ・薬液注入箇所からの湧水が皮膚・目・鼻・口等に付着する可能性があるため、速やかに洗い落とせる設備を整える。 ・必要により専門医の診察を受けさせられるよう連絡体制を整える。
作業的	薬液注入箇所から湧水が湧き出していたが、特段対策を行わず、そのまま測量を行った。	薬液注入の影響で湧水のpHが高くなることがあるため、薬液注入工事を行う場合には、地下水等の水質の監視を行い、水質基準に適合しない場合には必要な措置を行う。
管理的	注入した薬液の成分が、皮膚に炎症をもたらす危険性があることを関係者に周知していなかった。	<ul style="list-style-type: none"> ・地下水等が関係者に健康被害を与える恐れのある場合には、安全朝礼や安全ミーティング等でその危険性を周知する。 ・事前に入手したSDS等の情報から、リスクアセスメントを実施し、その結果に基づいたリスク低減措置を実施する。 ・令和6年4月1日から選任が義務付けられる「化学物質管理者」により化学物質を適切に取扱う。